

議案第 18 号

白井市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償
等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

白井市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する
条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 6 月 16 日提出

白井市長 笠 井 喜 久 雄

提案理由

本案は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部
改正に伴い、投票管理者等の報酬を見直すため、条例の一部を改正
するものです。

白井市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

白井市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和３２年条例第５号）の一部を次のように改正する。

別表第３期日前投票所の投票管理者の項中「１１，３００円」を「１２，８００円」に、「５，６５０円」を「６，４００円」に改め、同表投票所の投票管理者の項中「１２，８００円」を「１４，５００円」に、「６，４００円」を「７，２５０円」に改め、同表開票管理者及び選挙長の項中「１０，８００円」を「１２，２００円」に改め、同表期日前投票所の投票立会人の項中「９，６００円」を「１０，９００円」に、「４，８００円」を「５，４５０円」に改め、同表投票所の投票立会人の項中「１０，９００円」を「１２，４００円」に、「５，４５０円」を「６，２００円」に改め、同表開票立会人及び選挙立会人の項中「８，９００円」を「１０，１００円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第18号資料

○白井市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和32年条例第5号）新旧対照表

改正案		現行	
(略)		(略)	
別表第3（第2条第3号関係）		別表第3（第2条第3号関係）	
職名	報酬の額	職名	報酬の額
期日前投票所の投票管理者	1回につき <u>12,800円</u> （投票管理者として従事した時間が投票時間の2分の1以内の場合にあっては、 <u>6,400円</u> ）	期日前投票所の投票管理者	1回につき <u>11,300円</u> （投票管理者として従事した時間が投票時間の2分の1以内の場合にあっては、 <u>5,650円</u> ）
投票所の投票管理者	1回につき <u>14,500円</u> （投票管理者として従事した時間が投票時間の2分の1以内の場合にあっては、 <u>7,250円</u> ）	投票所の投票管理者	1回につき <u>12,800円</u> （投票管理者として従事した時間が投票時間の2分の1以内の場合にあっては、 <u>6,400円</u> ）
開票管理者	1回につき <u>12,200円</u>	開票管理者	1回につき <u>10,800円</u>
選挙長	1回につき <u>12,200円</u>	選挙長	1回につき <u>10,800円</u>
期日前投票所の投票立会人	1回につき <u>10,900円</u> （投票立会人として従事した時間が投票時間の2分の1以内の場合にあっては、 <u>5,450円</u> ）	期日前投票所の投票立会人	1回につき <u>9,600円</u> （投票立会人として従事した時間が投票時間の2分の1以内の場合にあっては、 <u>4,800円</u> ）
投票所の投票立会人	1回につき <u>12,400円</u> （投票立会人として従事した時間が投票時間の2分の1以内の場合にあっては、 <u>6,200円</u> ）	投票所の投票立会人	1回につき <u>10,900円</u> （投票立会人として従事した時間が投票時間の2分の1以内の場合にあっては、 <u>5,450円</u> ）
開票立会人	1回につき <u>10,100円</u>	開票立会人	1回につき <u>8,900円</u>
選挙立会人	1回につき <u>10,100円</u>	選挙立会人	1回につき <u>8,900円</u>
(略)		(略)	